

平成 24 年 度

定期監査等結果報告書

(教 育 課)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

教育課

2. 監査の範囲

平成24年度（平成24年4月～平成24年11月）
財務、その他の事務の執行

3. 監査の期間

平成24年12月10日～平成25年1月28日まで

4. 監査の方法

教育課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務等に関する事務の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

教育課における財務等に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 施設使用料と調定について

教育課は、学校教育と社会教育の分野を管理しており、教育施設・体育施設・文化施設・公民館施設と多種多様で行政の中で最も多くの施設を管理する部門であり、多くの市民が利用している。その利用については、条例・規則により手続及び利用料金等が定められている。施設ごとに月報により利用人員と利用料金が納入され例月調定されているものの調定額が領収書による調定がなされており、施設使用許可申請書による使用料金と一部不一致が見受けられた。使用料の未納の有無、利用人員を適正に把握する上からも施設使用料調定は、施設使用許可申請書に記載された使用料に基づき調定されるように改められたい。

また、一部の施設で回数券が利用できるが、使用者は施設使用許可申請書を書かないで使用している施設があったので、使用許可申請書を提出されるように指導されたい。

2. 契約事務等について

教育課では、管理施設が多く施設の維持・管理や事務機器も多種多様に亘り、多くの保守業務が随意契約を締結している。随意契約理由の内容は、「地方自治法施行令」及び「豊前市随意契約ガイドライン」により「その性質又は目的が入札に適しない場合」となっているが、施設において同種の契約で他の業者との契約案件もある等、随意契約理由が適正と考えられないものがあつた。また、契約にあたって契約金額の適正価格を確認するために豊前市財務規則では2以上の業者から見積書を徴収することとなっているが、1社のみ契約が散見されたので豊前市財務規則や豊前市随意契約ガイドラインに則った適正な事務処理に改められたい。

契約書の締結にあたって、同種の委託契約を施設毎に締結しているものや小中学校の事務機器の賃貸借契約で契約日は違うものの同一業者による長期継続契約が締結されているものが相当数に見受けられた。契約日等で問題はあつたものの経費削減と事務の簡素化・効率化等を考慮し契約の一本化など契約方法について検討をすると共に長期継続契約が可能なものについても検討を要望する。

3. 備品管理と台帳整理について

教育課及び各学校・各公民館・各施設の備品は多種多様に亘り、非常に多く特に学校備品は膨大である。各施設には、管理者がおり概ね整備はされ、新しい備品については台帳の更新がされているが、古い備品で廃棄された物、不明な物や備品でなく消耗品である物が台帳に記載されているなど一部未整理のものが散見された。特に学校備品は、教材備品・図書備品と品目も多く管理上困難な面が考えられるが、その活用と管理については十分な指導と随時の抽出監査等も検討されたい。

また、教材備品の購入にあたり、備品管理の単価未満の物が散見されたので、台帳整理等に注意されたい。

4. 歳計外現金の取扱い及び管理について

教育課の事務分野の中で、社会教育分野は、市民参加のもと各種行事・イベントが開催され、各行事毎に実行委員会形式で実施されているものが多く、実施にあたっては市補助金が支出され、その事務局を教育課が行っている。また、各種社会教育関係団体に補助金が支出されているが、団体の事務局を教育課内に置いているものが多くある。各団体の代表者は民間であるものの、現金管理を行うのは教育課長、又は係長等となっており、その通帳管理数は27にも及び異常に多いと思われる。団体及び事務内容においては、実行委員会に委ねることも可能なものもあると思われる。団体の自主性・自立性を促し事務局の移管を検討されたい。

また、現金取扱いにあたっては、取扱者と支払い命令者を区分し通帳と印鑑の管理を明確にされたい。

学校においては、給食費・PTA会費等歳入歳出外経費の取扱いが相当額あると考えられ、学校長の管理と責任において執行されている。教育課として、一連の執行業務と内容について詳細なる把握は困難な面はあると思われるが、学校を管理監督する立場から徴収金取扱いのマニュアル等を整備され、適宜検査されることを要望する。